

労災疾患臨床研究事業費補助金研究
特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する
実態把握と課題解決のための調査研究(170302-01)
平成30年度 研究結果の概要

研究代表者	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
研究分担者	大久保靖司	東京大学環境安全本部 教授
	三柴 丈典	近畿大学法学部 教授
	立石清一郎	産業医科大学保健センター 准教授
	永田 昌子	産業医科大学産業生態科学研究所 助教
	伊藤 直人	産業医科大学産業医実務研修センター 助教

研究目的

労働安全衛生法に基づき事業者の義務として実施されている定期健康診断には、今後検討すべきいくつかの課題が存在する。そのうち、本研究では、以下について検討することを目的としている。

1. 定期健康診断における、有所見の基準に関する知見の収集、検討を行う。
2. 特定業務従事者の健康診断の実施状況の実態把握と課題の調査を行い、特定業務従事者健康診断の対象業務の妥当性について検討を行う。
3. 健康診断における既往歴の聴取に関して、既往歴聴取の目的・聴取方法・情報の取り扱い等について、企業の規定等の実態調査を行い、既往歴聴取の在り方について検討を行う。

研究要旨

3年間の研究の2年目として、以下の結果を得た。

「有所見の基準」について、日本産業衛生学会産業医部会員を対象とした郵送自記式調査によって、実態を把握した。有所見の基準について、「臨床ガイドライン等に基づく基準」が最多であった。「医師の指示人数」の基準について、「本人が自らの健康管理のために医療機関を受診すべき基準」が最多であった。いずれも業務と関連する作業関連疾患の概念とは切り離された、「労働者個人の自己保健義務を達成すべき健康管理基準」数値を労働基準監督署に提出することが適切であるとの意見であった。また、「有所見の基準」および「医師の指示人数の基準」を専業で産業医業務を行う医師の中から参加者を募り、デルファイ法により数値基準を作成することを目的にコンセンサス調査を行う準備を行った。3年目の最初に実施する予定である。

「特定業務従事者健診の対象業務」について、日本産業衛生学会産業医部会員を対象に実態調査を行った。該当業務のある事業場では、特定業務従事者健診の実施率は対象業務に関わらずほぼ 80%以上であったが、活用例は深夜業以外の業務では少なかった。また、インタビュー調査を実施し、特定業務従事者健診の活用例を追加収集した。加えて、インターネットや文献等を参考に、特定業務従事者健診の歴史について調査を行った。昭和 15 年

の「衛生上有害な業務」が起源であり、特定業務従事者健診の実施基準は、昭和 23 年の通達で定められてから、大きな変更はなかった。

「既往歴の聴取」について、日本産業衛生学会産業医部会員を対象に実態調査を行った。回答者の 14%が担当する事業場で人事総務部や上司が既往歴の情報を管理していること、既往歴の情報の媒体は電子データ 19%、紙媒体 31%、両方 47%で管理していることなどの結果が得られた。また、既往歴の聴取のあり方について統括産業医を対象にしたフォーカスグループディスカッションを行い、既往歴を聴取する目的、聴取する内容、取り扱いについて検討し、概念整理案を作成した上で、その結果について法律家による検討の結果を得た。

今後の展望

最終年度に研究を引続き行い、以下の目標を達成する。

1. 「有所見の基準」について

定期健康診断の目的を前提とした“有所見”の定義の選択肢を示し、定義ごとに基準値のコンセンサスを得る。次に、労働者全体(年齢・性別)に占める割合を算出する。その上で、「有所見の基準」に関する提言を行う。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」の実施状況について

対象業務についてデルファイ法によるコンセンサス調査を行って対象業務候補を提示する。その上で、「特定業務従事者健診の対象業務」について、提言を行う。

3. 「既往歴の聴取」について

検討の結果をもとに「既往歴の聴取」に関するガイドを作成する。